

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和44年に国民年金制度について新聞記事で知り、義母にも勧められ、国民年金に加入した後、保険料をきちんと納付したにもかかわらず、申立期間のみ納付済期間とされていないことに納得できないため、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも12か月以内と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和44年1月から61年3月までの期間（合計207月）について国民年金に任意加入する等、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿及び検認票によれば、申立期間①及び②前後の昭和46年4月から47年3月までの期間、48年4月から同年12月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料はすべて現年度納付されている上、両申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は認められないことなど、両申立期間に係る国民年金保険料の納付を妨げるような事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所(現在は、B事業所)における資格取得日は昭和45年6月16日、資格喪失日は同年12月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和45年6月から同年9月までは4万5,000円、同年10月及び同年11月については10万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月ころから43年1月26日まで  
② 昭和43年9月4日から52年6月ころまで  
③ 昭和52年12月ころから54年6月ころまで  
④ 昭和55年9月ころから59年6月ころまで

申立期間①について、C事業所(現在は、D事業所)にE業務員として昭和42年4月から勤務していたにもかかわらず、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が43年1月26日となっていることに納得できない。

申立期間②については、A事業所に、及び申立期間③については、F事業所にそれぞれ勤務し、G業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間④について、H事業所に作業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

すべての申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係るA事業所については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に勤務していた

ことは推認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（健康保険整理番号\*番、資格取得日は昭和45年6月16日、資格喪失日は同年12月31日）が確認できるところ、申立人は、「事業所は特定できないものの、過去に生年月日を偽って勤務したことがある。Iという同僚と一緒にの班で仕事をしたことがある。」と供述している上、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和45年6月13日に資格取得しているI氏は、「申立人と一緒にの班で仕事をした記憶がある。」と供述していることから判断すると、当該被保険者名簿において確認できる申立人と同姓同名の厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年6月16日に被保険者資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和45年6月から同年9月までは4万5,000円、同年10月及び同年11月については10万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、D事業所が保管する、申立期間①当時の入籍簿及び除籍簿により、申立人が昭和43年1月26日に臨時工としてC事業所に入社し、「J部門」に配属され、同年9月4日に依願退職していることが確認でき、申立期間①に係る勤務実態を確認することができない。

また、前述の入籍簿及び除籍簿に係る申立人の記録は、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる20人から供述が得られたが、申立人を記憶する者はいないことなど、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料控除をうかがわせる関連資料や供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和42年4月3日から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得する43年1月26日までの記録に、申立人の氏名等は確認できない。

- 3 申立期間②のうち、昭和43年9月4日から45年6月16日までの期間及び同年12月31日から52年6月ころまでの期間については、申立事業所に照会しても、当該期間当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務期間等について確認することができない上、当時の同僚に照会しても、申立人の勤務期間に係る供述を得られないことから、当該期間における

申立人の勤務実態等の確認ができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和43年9月2日から52年6月28日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名が確認できるのは前述の基礎年金番号に統合されていない健康保険整理番号\*番の記録のみであり、ほかに申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

- 4 申立期間③については、申立人は、「F事業所本社のK氏から毎月給与を支給されていた。」と主張しているところ、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間③当時、申立人が記憶する前述の同僚と同姓同名のK氏（故人）について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立事業所は、申立期間③当時、同氏は、現場作業員を管理監督する立場にあったと回答していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、F事業所は、「正社員に関しては、昭和45年からの源泉台帳がすべて保管されているが、当該台帳に申立人の氏名は無いことから、申立人の勤務事実及び給与からの保険料控除が行われた事実については確認できない。」としている上、複数の同僚から事情を聴取しても、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料控除をうかがわせる供述は得られない。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間を含む昭和52年11月16日から54年7月1日までの期間における被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名等はない。

- 5 申立期間④については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がH事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「H事業所では、事務所の2階と事務所に隣接した民家を会社が借り上げ、私を含む10人程度の作業員が生活していた。」と供述しているところ、申立事業所は、「当時の社会保険関係資料等は保管されていないが、申立期間④当時、当社で健康保険、厚生年金保険に加入していたのは、役員、事務員、現場監督及び営業といった従業員であり、宿舎に居住していた日給月給の作業員は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④の始期である昭和55年9月時点で確認できる被保険者は、事業主夫婦を含む4人であることから判断すると、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④当時、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる4人から供述が得られたが、これら4人は、自身の業務内容について、申立事業所が厚生年金保険に加入させていたとする現場監督又は事務員であったと回答している上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述も得られない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間④を含む昭和46年12月1日から62年1月25日までの被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名等はなく、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 6 そのほか、申立人が、昭和45年6月16日から同年12月31日までの期間を除くすべての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和45年6月16日から同年12月31日までの期間を除くすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成20年7月7日については26万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成20年7月7日

当時勤務していたA事業所から、平成17年6月30日及び20年7月7日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）における当該標準賞与額に係る記録が確認できない。

両申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する賞与支払明細書及びA事業所から提出された賃金台帳によれば、申立人の平成20年7月7日の賞与から、26万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人へ支給した平成20年7月分の賞与に係る社会保険事務所への賞与支払届の提出を怠っていた。」と供述していることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が所持する賞与支払明細書及びA事業所から提出された賃金台帳において、申立人の平成17年6月30日に支給された賞与から、7万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録において、当該標

準賞与額に係る記録は確認できない。

しかし、事業主は、「申立人へ支給した平成17年6月分の賞与に係る社会保険事務所への賞与支払届を怠っていたため、同年12月の賞与支払届の際、申立人の同年6月と同年12月の賞与支給額を合算した額について届出を行い、当該標準賞与額に見合う保険料を納付した。」と供述しているところ、前述の賃金台帳によれば、申立人の平成17年6月30日の賞与額は7万5,000円、同年12月20日の賞与額は28万円であり、両賞与を合算した金額35万5,000円は、オンライン記録における申立人の同年12月20日の賞与に係る標準賞与額35万5,000円と一致しており、申立人の17年6月30日の賞与から控除された厚生年金保険料額と同年12月20日の賞与から控除された厚生年金保険料額を合算した金額は、前述の標準賞与額35万5,000円に見合う厚生年金保険料額と符合している。

これらのことから総合的に判断すると、事業主は、申立人の平成17年6月30日の賞与について、同年12月20日の賞与と合算して社会保険事務所に届出を行ったと推認され、合算したと推認される標準賞与額は、同日のオンライン記録上の標準賞与額と一致していることから、申立期間①に係る記録訂正のあつせんは行わない。



## 徳島厚生年金 事案535

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成15年9月、同年11月及び同年12月は32万円、16年1月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年12月まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

当時の給与支払明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月、同年11月から16年1月までの期間、同年4月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立事業所から提出された給与台帳等において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、15年9月、同年11月及び同年12月は32万円、16年1月は26万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与台帳等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与台帳等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成15年4月から同年8月までの期間、同年10月、16年2月及び同年3月、同年9月から同年12月までの期間については、申立事業所から提出された給与台帳等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年ころから39年ころまで

私は、20歳くらいから25歳くらいまでの期間（申立期間）において、A事業所で約3か月から4か月間において、B事業所（現在は、C事業所）で約3か月から4か月間において、D事業所（現在は、E事業所）で約4か月間において、F事業所で約1か月から2か月間において、G事業所で約3か月間において、H事業所で約1か月間において、I事業所で約2か月から3か月間において勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時、私は、勤務していた各事業所に、生年月日を「昭和12年\*月\*日」や「昭和13年\*月\*日」と変更して使用していたこともあるほか、名前も「J」、「K」、「L」と変更して名乗っていたこともある。

各事業所で勤務していたことは間違いのないため、調査の上、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立事業所のうち、A事業所については、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人が記憶する自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が約4か月から5か月において相違しているところ、当該同僚のうち一人は、「A事業所から、雇用期間が3か月を超えないと厚生年金保険には加入できない旨の説明を受けた。」と供述していることから判断すると、申立期間

当時、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A事業所は、「申立人の在籍状況、厚生年金保険料の控除、届出の有無等については、当時の資料が残っていないため不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和27年11月1日から40年5月10日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が名乗っていたとする複数の名前及び生年月日についても確認したが、申立人のものである可能性をうかがわせる記載は確認できない。

- 2 申立事業所のうち、B事業所については、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人のB事業所における勤務時期等については、申立人は、「私の勤務期間は約3か月から4か月間であった。B事業所で勤務していた当時、同社で勤務する以前の期間において、A事業所で一緒に勤務していた同僚にB事業所への入社を勧めた。」と供述しているところ、当該同僚は、「B事業所への入社経緯等については記憶していないが、私は、A事業所を退職した後、すぐにB事業所に入社した。」と供述しており、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚はA事業所において昭和34年7月31日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった35年3月1日に同資格を取得していることから判断すると、申立人はB事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する以前の期間において、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「B事業所では試用期間があり、試用期間中の者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述していることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和35年3月1日以降において、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、C事業所に照会した結果、「申立人の在籍状況、厚生年金保険料の控除、届出の有無等については、当時の資料が残っていないため不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、前述の被保険者名簿において、B事業所が厚生年金保険の適

用事業所となった昭和35年3月1日から40年8月3日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が名乗っていたとする複数の名前及び生年月日についても確認したが、申立人のものである可能性をうかがわせる記載は確認できない。

- 3 申立事業所のうち、D事業所については、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚の氏名が確認できない上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は、申立人と同職種の者で当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいる旨供述していることなどから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、E事業所は、「申立人の在籍状況、厚生年金保険料の控除、届出の有無等については、当時の資料が残っていないため不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、D事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和35年7月1日から39年9月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が名乗っていたとする複数の名前及び生年月日についても確認したが、申立人のものである可能性をうかがわせる記載は確認できない。

- 4 申立事業所のうち、F事業所については、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が約2か月から2年間において相違しているところ、当該同僚のうち一人は、「2か月から3か月間は試用期間であり、試用期間中は厚生年金保険に加入させない旨F事業所から説明を受けた。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、F事業所は、「申立人の在籍状況、厚生年金保険料の控除、届出の有無等については、当時の資料が残っていないため不明である。」

と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、F事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和34年6月1日から40年12月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が名乗っていたとする複数の名前及び生年月日についても確認したが、申立人のものである可能性をうかがわせる記載は確認できない。

- 5 申立事業所のうち、G事業所については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚11人が、「申立人のことは知らない（記憶していない。）。」と供述している上、当該事業所は、「申立人の在籍状況、厚生年金保険料の控除、届出の有無等については、当時の資料が残っていないため不明である。」と回答するなど、申立人の当該事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和33年8月1日から40年11月2日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が名乗っていたとする複数の名前及び生年月日についても確認したが、申立人のものである可能性をうかがわせる記載は確認できない。

- 6 申立事業所のうち、H事業所については、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚33人が、「申立人のことは知らない。（記憶していない。）。」と供述している上、当該事業所は既に廃業しており、人事記録及び給与台帳等を確認することができないなど、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述が得られない。

また、前述の被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚12人が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が約1か月から2年間に於いて相違している上、当該同僚を含む7人は、「H事業所には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから判断す

ると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票及びオンライン記録において、昭和33年8月4日から40年4月5日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が名乗っていたとする複数の名前及び生年月日についても確認したが、申立人のものである可能性をうかがわせる記載は確認できない。

- 7 申立事業所のうち、I事業所については、事業所名簿から厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶するI事業所の所在地を管轄する法務局において、当該事業所に係る登記簿謄本を確認することができない。

さらに、オンライン記録等において、申立人が記憶する同僚二人について、I事業所という名称の事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、当該同僚の連絡先等も確認することができない上、申立人は事業主の氏名を記憶しておらず、申立内容を確認できる関連資料や供述が得られない。

- 8 申立人は、各申立事業所で勤務していた期間において、複数の名前及び生年月日を使用していた旨供述しているところ、オンライン記録により、これら複数の名前及び生年月日で検索しても、各申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が、各申立事業所で勤務したとする期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案537（事案237の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から62年6月まで  
② 昭和63年10月から平成3年1月まで

両申立期間については、A事業所に勤務し、申立期間①は同社からB国のC現場へ約3年間において、申立期間②はD国のC現場へ約2年半において派遣されていたにもかかわらず、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らなかった。

今回、両申立期間当時、申立事業所で勤務していた同職種の同僚の氏名を思い出したため、再度申立てをすることにした。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所において、申立人が派遣されていたC現場の担当者及び申立人と同じ業務に従事していたとする従業員への聴取結果から、両申立期間当時、必ずしも海外のC現場に派遣されていたすべての従業員が厚生年金保険に加入していたとは限らない状況がうかがえること、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和50年4月1日から平成12年7月21日までの期間において申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無いこと、iii) 申立人は、自身の派遣先での同僚はいなかったとしており、当時の状況を確認することができないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人と同様、申立事業所から海外のC現場に派遣さ



れていたとする同職種の同僚の氏名を思い出したことを理由に再度申立てをしているが、当該同僚は、自身の厚生年金保険の加入について、「申立事業所に採用される際、事業所から厚生年金保険には加入させない旨の説明を受けたため、国民年金保険料を納付していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該同僚が申立事業所において勤務していたとする期間について、国民年金の被保険者として当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることなどから判断すると、両申立期間当時、必ずしも申立事業所から海外のC現場に派遣されていたすべての従業員が厚生年金保険に加入していたとは限らない状況がうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月5日から48年11月30日まで  
② 昭和49年1月7日から50年3月30日まで  
③ 昭和50年4月5日から同年12月30日まで

申立期間①はA事業所で、申立期間②はB事業所で、申立期間③はC事業所でそれぞれ勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、すべての申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿において、申立事業所は昭和46年1月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①のうち、同日から48年11月30日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

また、申立事業所は既に廃業しており、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた4人に照会したが、申立人について記憶する者はおらず、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和33年1月16日から最後に厚生年金保険被保険者の資格を取得した被保険者の資格取得日である43年3月6日までの期間における被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人の所持する勤務していた事業所について記載した自筆の資料及び供述から判断すると、期間の特定はできないものの、B事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿において、申立期間②を含めて、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できないところ、申立事業所の事業主は、「当社は、申立期間②当時も現在も厚生年金保険に加入していない。」と供述しており、オンライン記録において、当該事業主の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚について記憶しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得られない。

- 3 申立期間③について、申立人の所持する勤務していた事業所について記載した自筆の資料及び供述から判断すると、期間の特定はできないものの、C事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿において、申立事業所が昭和39年4月6日から同年8月31日までの期間に、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できるものの、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

- 4 このほか、D市区町村の国民健康保険の記録及び国民年金被保険者名簿によると、すべての申立期間当時、申立人は国民健康保険及び国民年金に加入していたことが確認できる上、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から20年6月まで

私は、平成12年4月からA事業所に勤務している。ねんきん定期便で厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低額になっている。当時の給与支払明細書があるので、給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

申立人が所持する給与支払明細書及びA事業所から提出のあった賃金台帳において、申立期間のうち、平成12年4月の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であり、同年4月の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、前述の給与支払明細書及び賃金台帳において、平成12年5月から20年6月までの報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額で

あることが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合うそれぞれの標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。